

新世代産業研究会規約

第1条（名称）

本会は、「新世代産業研究会」略称「新産会」とする。

第2条（目的）

本会は、会員相互の交流を図ることとともに次代の本県産業界の指導者としてふさわしい品位と知識を高揚する事を目的とする。

第3条（事務所の所在地）

本会は事務局を愛知県産業労働センター内におく。

第4条（会員）

会員は愛知県が実施した新世代産業指導者セミナーの修了者、新時代企業人セミナー（一般コース）の修了者及び経営管理者セミナーの修了者及び経営者・後継者セミナーの修了者並びに会員の推薦を受け、理事会の承認を得た者とする。

- (2) 退会会員は理事会の承認により各年度を期に再入会することができる。ただし再入会の際には年会費のほか入会金を納入する。
- (3) 休会会員は理事会の承認により復帰することができる、但し、復帰の際には復帰月からの年会費の月割分を納入する。

第5条（事業）

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 指導者能力を向上するための講演会、研修会等の開催
- (2) 会員の交流のための各種競技会、旅行等の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

第7条（理事）

本会各期に理事を置く

- (1) 理事は自薦・他薦とし、候補者を理事会にて決定し総会において承認を得るものとする。

第8条（役員を選任）

本会の役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 役員を選任は予め提出された理事推薦名簿の中から、本規約第6条の役員(監事を除く) 候補者を理事会において決定し総会の承認を得るものとする。
- (2) 監事は会員の中から理事会にて選出し総会において承認を得るものとする。
- (3) 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第9条（役員・理事の任期）

役員及び理事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第10条（顧問及び相談役）

本会に顧問及び相談役を置く事ができる

- (2) 顧問は愛知県産業労働部長及び公益財団法人あいち産業振興機構常務理事とする。
なお、理事会の決議により若干名を置くことができる。
- (3) 相談役は会長経験者をもってあてる。

第11条（役員・理事の任務）

会長は会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、予め会長の定める順位により、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の会務を処理する。
- (4) 会計は本会の経理を処理する。
- (5) 監事は本会の業務及び会計を監査する。

第12条（会員の辞任及び解任）

役員は理事会の承認を得て辞任することができる。

- (2) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (3) 職務上の著しい義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があり、たえ得ないとき。
- (4) 辞任役員の補充は理事会で選出する。
- (5) 任期は前任者の残存期間とする。

第13条（直前会長）

この会に直前会長を置く

- (2) 直前会長は直前年度の会長をもって充てる。
- (3) 直前会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 直前会長の任期は現会長の任期中とする。

第14条（会議）

本会は毎年1回総会を開き必要により臨時総会を開く事ができる。

- (2) 総会は会長が招集する。
- (3) 理事会は毎月1回開催し、その他必要のときは会長が招集する。
- (4) 総会、理事会の会議は出席者の過半数で決定し、可不同数のときは会長が決する。

第15条（委員会）

本会は第5条の事業を実施するために委員会を設けることができる。

- (2) 委員は役員及び理事で構成し、事業区分ごとに若干名を理事会において互選する。
- (3) 委員長は副会長が兼務するものとする。
- (4) 委員長は委員の中から副委員長若干名を指名することができる。

第16条（会計）

本会に要する経費は会費、補助金、入会金その他をもって充てる。

- (2) 会費の額は、年額 30,000 円（月額 2,500 円）とする。
- (3) 休会費は年額 5,000 円とする
- (4) 入会金は 20,000 円とする
- (5) 会員がすでに納入した会費は理由の有無にかかわらず返還しないものとする。

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条（脱会、休会及び除名）

本会を脱会しようとする者は脱会届け（任意形式）を提出し、理事会の承認を得るものとする。

- (2) 本会を休会しようとする者は休会届け（任意形式）を提出し、理事会の承認を得るものとする。
- (3) 本会の会員としてふさわしくない行為のあった者は、理事会の承認を得て除名することができる。

- (4) 脱会、休会、除名に該当する会員で未納会費がある場合には、脱会もしくは休会の日までに納入せねばならない。その場合は月額換算を納入するものとする。

第19条（雑則）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第20条（附則）

この規約は、昭和50年4月9日から施行する。

昭和51年4月15日改正

昭和52年4月12日改正

昭和54年4月19日改正

昭和56年4月17日改正

昭和58年4月25日改正

昭和61年4月22日改正

昭和62年1月16日改正

平成10年4月23日一部改正

平成14年4月18日改正

平成18年5月23日一部改正

平成22年4月23日一部改正

平成24年4月10日一部改正

平成25年4月18日改正

平成28年4月19日改正